

京都市土地境界明示書等作成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市公有財産規則（以下「規則」という。）第13条第3項に規定する土地境界明示書及び規則第4条第2項に規定する土地境界確認書（以下「土地境界明示書等」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 作業規程 国土交通省公共測量作業規程（世界測地系対応版、縮尺 1/500 地形測量）をいう。
- (2) 境界標 規則第6条に規定する境界標をいう。
- (3) 境界点 明示区間の起点、終点、折れ点、断面の変化点等の必要な基準となる点をいう。
- (4) 明示線 境界点と境界点を結ぶ直線をいう。
- (5) 引照点 境界点の特定又は復元を可能にするため近くに設ける補助点をいう。
- (6) 長狭物 里道や水路等の長狭な市有地及び国有地をいう。

(作業規程)

第3条 測量及び土地境界明示書等の作成については、この要領に基づくほか、作業規程に定めるところによる。

(測量)

第4条 測量は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) DID地区内については、国土交通省が実施した都市再生街区基本調査事業の成果に基づく、街区基準点、補助点等（以下「公共基準点等」という。）の成果によることを原則とする。公共基準点等については、国土交通省国土地理院の基準点成果等閲覧サービスから確認できる。なお、街区点補助点については、建設局土木管理部道路明示課で閲覧又は使用承認申請が可能である。DID地区以外でやむを得ず任意座標を使用する場合は、行財政局管財契約部資産管理課測量担当（以下「測量担当」という。）と事前に協議するものとする。官公署への同時申請が他にある場合、同一の座標系を使用する。
- (2) 平面図の縮尺は250分の1、横断面図の縮尺は100分の1を原則とする。ただし、測量担当と協議のうえ、他の縮尺とすることができる。この場合、不動産登記規則第77条第3項（平成17年法務省令第18号）の規定を準用する。
また、表示し切れない部分については、詳細図等で補うものとする。
なお、その他の図の縮尺は、任意とする。
- (3) 明示区間の境界点は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 各境界点間の距離が20メートルを超えないように境界点を設けることを原則

とする。

イ 直線上に設けた境界点の場合は、図面上に直線上の点であることを明記する。

ウ 境界点は、原則として隣接の境界点以外から2以上の永久構造物に引照点を設置し、引照点についても座標値を設けるものとする。

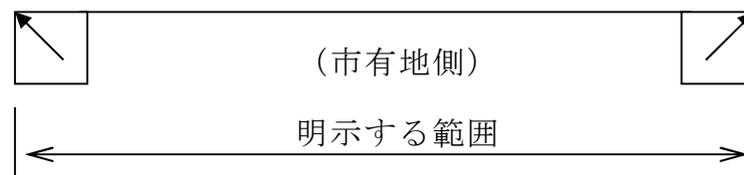
(4) 境界標の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 境界点には、原則として境界標を設置するものとする。

イ 境界標は、原則としてコンクリート杭（規則第1号様式）を設置するものとする。ただし、境界点の状況によっては、金属プレートを設置するものとする。これらによることが不適當な場合は、境界点にマーキングを行う等の方法によるものとする。

ウ 境界標は、明示する範囲内に埋標するものとし、市有地側から見て右側の端部は右斜め矢印、左側の端部は左斜め矢印の境界標とする。また、必ず市有地側に埋標するものとする（下図参照）。

なお、中間の境界標は、いずれの境界標とすることもできる。



エ コンクリート杭は、コンクリートで根巻きを行い、動かないよう堅固に設置する。金属プレートについては、アンカーだけでなく、プレート盤の天端がモルタル表面と一致するまで埋め込むものとする。

オ 測量は、境界標を設置した後に行うことを原則とする。

カ 境界標の設置前、設置後の写真を撮影し、土地境界明示書等と同時に提出するものとする。

(5) 土地境界明示書等に表示する測量範囲は、延長方向については明示箇所の両端から測量担当が指示する範囲とし、横断方向については明示線の直近の構造物又は明示線から5メートルの範囲とする。

(土地境界明示書等の作成)

第5条 作図作業は、作業規程に準じるほか、次の各号に定めるところにより行なうものとする。

(1) 土地境界明示書等は、原則として本市が支給するケミカル和紙に規則第3号様式のとおり作成し、黒書き、朱書きで印刷するものとする。ただし、これに換えて上質紙（A2サイズに限る）を用いて同様に作成してもよい。この場合は、測量担当と別途協議するものとする。

(2) 作成する図は、平面図、横断面図、詳細図及び多角点網図とし、当該図面に座標値一覧表を記載するものとする。

(3) 土地境界明示書等に表示する記号は、明示測量記号調書（別図）によるものとする。

る。

(4) 平面図の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 原則として図面上方を北とし、方位記号を図面左方に表示する。図面上方を北とすることができない場合は、図面右方を北とし、方位記号を原則として図面左方に表示する。

イ 確定しようとする明示箇所既に確定した明示箇所が接続し、又は交差する場合は、当該明示図を復元するものとする。この場合、確定しようとする境界点に最も近接する境界点及び境界線を図示するとともに、近接境界点までの距離及び長狭物にあってはその名称及び幅員（市有道路敷 $W=〇.〇〇$ m等）を黒書きし、当該明示図の決定年月日及び決定番号を記載するものとする。ただし、申請地と同一の土地に係る明示を他の官公署に申請している場合は、決定年月日及び決定番号の記載は、不要とする。

ウ 平面図が1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成する。その場合は、各図面の接続部に実線を施し、前後10メートル程度を重複させるものとし、各図面の位置関係が分かるように分割図（別図参照）を余白に記載する。

エ 境界点の表示が煩雑となるため、距離等の記載が困難である場合は、詳細図により拡大表示する。

オ 確定しようとする明示線は朱書き実線とし、各境界点間の距離も朱書きとする。

カ 境界の起点及び終点は、朱書きの○印とする。ただし、起点又は終点が、既に確定した測量担当保管の明示線の点と接続する場合は、黒書きとし、接続境界点の点名の先頭に「既」と記入するとともに、当該明示図の決定年月日及び整理番号を記入する。

キ 行財政局管財契約部資産管理課（以下「資産管理課」という。）所管の水路敷、廃道敷及び廃溝敷等の長狭物を明示する場合は、それら長狭物両側の明示線、境界点及び各境界点間距離等は、朱書きとする。長狭物の端部については、朱書き実線で閉じるものとする。幅員は、朱書き破線で表示し、数値も朱書きとする。また、地番及び名称は、黒書きとする。

なお、資産管理課以外が確定する長狭物が平行する場合、資産管理課所管の長狭物と接する部分を除き、それらの敷地境界線、境界点及び境界点間距離並びに財産種別ごとの名称及び幅員（市有道路敷 $W=〇.〇〇$ m等）については、黒書きとする。

ク 引照点から各境界点又はトラバー一点までの線は、黒書き一点鎖線とする。

ケ 明示する土地についてのみ町名及び地番を表示し、黒書きとする。

(5) 横断面図の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 原則として境界点を通る断面で、概ね20メートル間隔で作成する。ただし、断面の形状が変化する場合は、20メートル未満であっても作成するものとする。

イ 明示箇所の延長方向に対し垂直方向に測量を行い、明示線の直近の構造物又は明示線から5メートルまで作成する。

ウ 横断割線に視準方向を矢印で表示する。

エ 明示範囲の両端については、原則として作成する。

- オ 明示線は、朱書きとする。
- カ 資産管理課所管の長狭物を明示する場合は、当該長狭物両側の明示線及び幅員は、朱書きとする。資産管理課以外が確定する長狭物が平行する場合は、資産管理課所管の長狭物と接する部分を除き、財産種別ごとの敷地境界線、名称を黒書きとし、幅員を黒書き破線で表示し、数値も黒書きとする。
- キ 境界点がある場合は、引き出し線の上に○印及び境界点名を表示する。
- (6) 詳細図の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。
- ア 縮尺は、任意とする。ただし、境界点と周辺構造物との位置関係が一定の縮尺で表現できない場合は、縮尺にこだわらず、境界点の位置を分りやすく表示するものとする。
- イ 境界点及び明示線は、朱書きとする。
- ウ 平面図で境界点を明確に判別することができる場合は、作成を省略することができる。
- (7) 補助基準点については、必ず2以上の引照点を設け、詳細図（点の記）を作成するものとする。
- (8) 第6号及び第7号に規定する詳細図及び基準点網図については、原則として平面図と同一用紙に記載するものとする。図面サイズの関係で同一図面に収まりきらない場合は、本条第1号に規定する用紙を利用して、別図を作成することができる。なお作成は任意の様式とする。
- (9) 座標値一覧表の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。
- ア すべての境界標、境界点、引照点、補助基準点及び公共基準点等の与点の座標値を座標値一覧表に表示する。
- イ 点名、座標値（X、Y）及び種別（コンクリート杭、金属プレート等）を表示する。
- ウ 公共基準点等に基づく座標系により測量した場合は、表上部に「世界測地系」と表示する。
- (10) 標題部の記入は、次に掲げるところにより行うものとする。
- ア 所在地欄には、境界明示を行った市有地の区名、町名及び地番を記入する。当該市有地が2以上の町又は地番に及ぶときは、全町名及び全地番を記入する。
- イ 名称欄には、当該図面において朱書明示線に接するすべての施設の名称を表示する。図面が複数枚にわたる場合は、各図面の朱書明示線が表示されている箇所施設の名称のみを表示する。
- ウ 実測年月日欄には、現況平面測量を行った年月日を表示する。
- エ 縮尺欄には、平面図で用いた縮尺を表示する。
- オ 決定年月日欄には、本市職員が明示決定年月日を記入する。
- カ 図面が複数枚となる場合は、整理番号欄のハイフン（-）の右側に、何枚のうちの何枚目であるかが分かるように記入する（例 1 / 2、2 / 2、1 / 3等）とともに、分割図を標題欄の左横に表示する。
- キ 市有地が国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定による譲与財産の場合は、図中の当該箇所に「※₁、※₂、…」の記号を付するとともに、標題部の左

横に、「※₁ =平成17年4月1日国有財産特別措置法第5条第1項第5号による譲与財産」と記入する。

(土地境界明示書等への記名押印又は署名)

第6条 土地境界明示書等への記名押印又は署名（隣接地の所有者が個人である場合に限る。以下同じ）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市有地に隣接する所有者が土地境界明示書へ記名押印することにより境界明示を行う場合にあつては、当該隣接地の所有者は、自己の印鑑登録証明書を提出することとする。（京都市公有財産規則第13条4項 令和3年9月1日一部改正）
- (2) 市有地に隣接する所有者が土地境界明示書へ署名することにより境界明示を行う場合にあつては、当該隣接地の所有者は、別途定める自署であることを証明する報告書を提出することとする。ただし、この場合であっても、押印（印鑑証明書は不要）することが望ましい。また、登録印を押印し、印鑑登録証明書を添付する場合は、自署を証明する報告書は不要である。
- (3) 市有地に隣接する土地が共有の場合は、共有者全員の記名押印又は署名を必要とする。
- (4) 市有地に隣接する土地の所有者が死亡している場合は、相続人全員の記名押印又は署名を必要とする。この場合、記名押印又は署名した者が登記簿上の所有者の相続人であることが分かるように表示する。
- (5) 前号の場合、申請者（又は代理人）は、相続関係を証する戸籍謄本等を提出するとともに、相続関係図を添付する。ただし、戸籍謄本等の原本を提示し、写しを提出する場合は、原本の還付を認める。
- (6) 土地改良区が管理する水路の場合は、土地改良区の名称及び理事長の記名押印を必要とする。
なお、記名押印は、土地改良区の職員との立会いによる境界確認後に行うものとする。
- (7) 市有地に隣接する土地所有者が法人である場合は、実印を用いるものとし、法人の代表者事項証明書及び印鑑証明書を添付する。ただし、代表者事項証明書及び印鑑証明書の原本を提示し、写しを提出する場合は、原本の還付を認める。

(部落有財産への準用)

第7条 登記名義が「村中」、「大字中」等と記載されている部落有財産については、市有地」を「部落有財産」と読み替えてこの要領を準用する。この場合においては、土地境界明示書等には、地元管理者の記名押印を必要とする。

なお、記名押印は、地元管理者との立会いによる境界の確認後に行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定めるものとする。

附 則
(実施期日)

1 この要領は、平成18年2月1日から実施する。

(関係通知の廃止)

2 土地境界確認書の作成方法（昭和63年1月19日理財局長決定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和6年12月1日から実施する。